

## 放送大学キャリアコンサルタント更新講習（知識講習） 修了証明書の発行に関する申請手続要領

放送大学キャリアコンサルタント更新講習（知識講習）修了証明書（以下、「修了証明書」という。）は、国家資格「キャリアコンサルタント」資格更新申請時に必要な書類となります。

本講習を修了された方は、忘れずに発行申請を行なってください。

なお、申請に際しては、必ず以下の申請資格を満たした上で行なってください。

### <申請資格>

下記の要件を全て満たす者。

1. 国家資格「キャリアコンサルタント」を所有していること。
2. 国家資格「キャリアコンサルタント」登録証の登録年月日以後に、放送大学キャリアコンサルタント更新講習（知識講習）の対象科目「キャリアコンサルティング概説（'20）」に合格（単位修得）していること。
3. 2020年度第2学期以後に、「キャリアコンサルティング概説（'20）」に合格（単位修得）していること。 ※2020年度第1学期に合格（単位修得）されている方は対象外です。

### <申請手続>

申請方法	<p>以下5点につき、下記の申請先まで郵送してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放送大学キャリアコンサルタント更新講習（知識講習）修了証明書 交付願（別紙様式1）</li> <li>2. 発行手数料（200円／郵便定額小為替 ※下記支払い方法参照）</li> <li>3. 国家資格キャリアコンサルタント登録証のコピー（資格所有確認用）</li> <li>4. 証明書返信用切手（84円分切手を同封）</li> <li>5. 厚生労働省アンケート調査票回答「キャリアコンサルタント更新講習を受講された方へ」（別紙様式2）</li> </ol> <p>○郵送方法（普通郵便、簡易書留等）については、申請者の責任において選択してください。万が一郵便の不着等の事故があった場合でも責任は負いかねます。</p> <p>○発行には3週間程度かかりますので、十分余裕を持って請求してください。</p> <p>○出願票や科目登録申請用紙等、他の提出書類と同封して送付した場合、通常よりも発行処理に時間がかかる場合がありますので、<b>必ず他の書類とは別便にて、単独でご郵送ください。</b></p>
支払い方法	<p><b>【郵便定額小為替】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>「定額小為替証書」及び「定額小為替払渡票」の原本</b>を郵送してください。</li> <li>○ 「定額小為替証書」と「定額小為替払渡票」は切り離さないでください。</li> <li>○ 「定額小為替金受領証書」は、証明書が届くまで大切に保管してください。</li> <li>○ 「定額小為替証書」は、必ず有効期限内のものをお送りください。</li> <li>○ <b>「定額小為替証書」の表面と裏面には何も記入しないでください。</b></li> </ul> <p>※表面「指定受取人おなまえ」欄の下に、「この証書をお受取人に送られる際は、必ずお受取人のおなまえをご記入ください。」と記載されていますが、この欄にも何も記入しないでください。</p>

<p>申請先</p>	<p>〒261-8586 千葉市美浜区若葉2-11 放送大学学園 学務部連携教育課連携協力係 宛</p> <p>封筒の表面に朱書きで「<b>放送大学キャリアコンサルタント更新講習（知識講習）修了証明書交付願在中</b>」と記載してください。</p> <p>※手数料等はお返できませんので、申請資格を満たしているかどうか、申請される前によくご確認ください。システムWAKABAから、単位修得情報、履修情報等がご確認いただけます。</p>
<p>その他注意事項</p>	<p>国家資格キャリアコンサルタントの更新をする場合、<b>登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間にキャリアコンサルタント登録更新申請書（厚生労働省指定様式）に、本修了証明書原本のほか指定された書類を添えて、厚生労働大臣に提出する必要があります。</b>（詳しい更新申請方法及び送付先等については、厚生労働省指定登録機関の担当者へご確認ください。）</p>